

審議会・協議会報告

江崎英直

2021年度第3回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

2022年2月10日、Web会議が開催されました。参加者は、学識経験者、事業者、障害者団体13名で、愛家連からは、江崎が出席しました。

「愛知県障害者差別解消推進条例」を議会ワーキンググループにて検討を進め、交付の日から、3年を超えない範囲で施行するためのワーキングです。

はじめに、関係団体等のヒアリング結果が、事務局から報告がありました。鉄道・空港事業者、医師会、自治会、銀行など幅広い10団体が対象となっておりました。合理的配慮が義務化した場合、障害者側と事業者間で「合理的配慮」に関する認識の違いが発生し、対応に負担が著しく増加することが懸念される、条例に盛り込むべきことは、ガイドラインや指針など合理的配慮の物差しが必要だという、意見が出されたことが印象的でした。続いて、これまでの委員の意見が報告され、根幹となす合理的配慮の定義と目的として、主なる他県の条例が紹介されました。

- 1、障害のない者と等しく基本的人権を享受することを確保するためにおこなう。(三重県)
- 2、同等の機会及び待遇が確保され、同等の権利が行使できるように行う(福岡県)
- 3、障害のない人と同等の日常生活または社会生活を営むために行う(大分県)

1より3までの定義のなかで、「3」が県条例に盛り込んでもらいたいと発言しました。

具体的な事例として、家族会に、グループホームに入所している精神障害者から、布団を購入したいが、どのような物をどこから買ってよいかわからない、福祉事業所の職員に聞いたら、運べないなら、ネット通販から購入すればと言われたが、ネット機器がなく、操作もわからないため困っているとの相談を受けました。

今後、合理的配慮がなされない技術の進展が進めば、障害のない人と同等の日常生活または社会生活を営むことが困難となってきます、条例を改正して誰でも普通に暮らせる社会を作り上げてほしいとの意見を出しました。

令和3年度精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

協議会は令和4年2月28日(金)にWEB会議で開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面による開催となりました。

1. 議題

- ①警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について(愛知県の体制)
- ②愛知県措置入院者退院後支援事業について
- ③3年度当初予算について2. 書面による意見書を提出しました。(令和4年2月3日)

1) 議題①に対する意見書

臨場調査は、原則として県職員が警察署に出向き実施することとなっていますが、その実施率は85.3%です。県職員の臨場調査の実施率を原則に近づけるようにしてください。

2) 議題②に対する意見書

愛知県措置入院者退院後支援事業による支援会議の参加者は「支援対象者及び家族の参加を原則とする」ことになっています。しかし、ガイドラインには「会議には、本人と家族その他の支援者の参加が原則」となっていますので、「その他の支援者」の追加を検討ください。

3. 協議会資料について

令和2年度に比べ、今年度4月～11月の通報対応グループの警察官通報に対する緊急措置診察等の割合が高くなったのは、夜間・休日に迅速な対応ができる体制が整備され、夜間休日においても警察署で保護等されている対象者の状態をいち早く把握・確認ができるようになったためと考える。とのコメントを事務局より報告されました。

長谷川宏

愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて書面による開催となりましたので書面回答の内容を報告します。

協議会議員数:12名

協議会への書面回答日:令和4年3月3日

1.精神病床の早期退院率

H29年度の退院率(入院後3か月時点 入院後6か月時点 入院後1年時点)は、H28年度とH30年度に比較し低い値になった原因を教えてください。

2.「にも包括」の協議の場における参加者の状況

家族 24市町村(54.5%)

当事者 13市町村(29.5%)

- ① 家族会の参加が少ない現状より、市町村へ参加の促進を図ってください。
- ② 当事者の参加がすくないのは当事者団体が少ないことです。

地域移行・地域定着で地域で暮らす当事者が増えていますので、ピアサポーター養成研修の修了者を核として当事者団体の育成を図ってください。

<参考資料>

厚生労働省が発行する「精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム構築 のための手引き(p41)」に次の記述があります。

・協議の場の機能に応じた参加者

精神障害者、家族等の意見や視点が重要となりますので参加者として協議の場への参画を求めましょう。

* 県からの回答は次号以降に掲載します。